

浄化槽設置整備事業実施要綱

第1 事業の目的

この事業は、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

第3 事業の内容

この事業は、市町村が雑排水処理を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置等を行う者に対し、設置等に要する費用を助成する事業とする。

なお、本事業の助成の対象は、交付金の交付年度に浄化槽の整備が実施されるものであり、当該事業年度の前年度以前に既に設置済みであるものは、助成の対象外であること。

（1）事業の対象となる地域

雑排水対策を促進する必要がある地域とは、次のアからウのいずれかに該当する地域であること。

ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の23第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する地域であること。

（ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域

（イ）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域

（ウ）水道水源の流域

（エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域

（オ）水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域

（カ）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域

（キ）その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

イ 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する地域であること。

（ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する

指定地域

(イ) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の 8 第 1 項に規定する生活排水対策重点地域

ウ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号）第 5 条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

(2) 事業の対象となる浄化槽等細目基準

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、かつ、別に定める要件に該当する浄化槽又は変則浄化槽（高度処理型の変則浄化槽に限る。以下同じ。）であること。

(3) 浄化槽設置事業の対象となる範囲

浄化槽設置事業の対象は、(1)の事業の対象となる地域内に浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（市町村が管理するものに限る。）を設置する事業であって、次のア又はイに該当するものとする。

ア 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に転換して設置するものであること。

イ 上記ア以外の場合で、建物を新築又は増築する際に合併処理浄化槽を設置するものであり、汚水処理未普及解消につながるもの又は災害に伴い必要となったものであること。

(4) 浄化槽改築事業の対象となる範囲

浄化槽改築事業の対象は、(1)の事業の対象となる地域内に設置されている既設の浄化槽の改築に係る事業であって、市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築（別に定める要件に該当するもの）に必要な次の（ア）～（カ）の設備（以下、「関係設備」という。）の範囲に限るものとする。

(ア) スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

(イ) その他の汚水処理設備

(ウ) 消毒設備

(エ) 脱臭設備

(オ) 換気、除じん等に必要な設備

(カ) その他本体設備

(5) 浄化槽更新事業の対象となる範囲

浄化槽更新事業の対象は、(1)の事業の対象となる地域内に設置されている既設の浄化槽の老朽化に伴う更新を行うものであること。

(6) 浄化槽災害復旧事業の対象となる範囲

ア 浄化槽災害復旧事業の対象は、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた浄化槽（関係設備や宅内配管含む）を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該浄化槽を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。）ものであること。なお、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた浄化槽（関係設備や宅内配管含む）を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な設備を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

イ 浄化槽災害復旧事業のうち、特定非常災害に指定され、かつ浄化槽の被害により当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じると見込まれる事業は、著しく異常かつ激甚な災害であり、社会的経済的影響が極めて大きいことに鑑み、環境大臣が定める市町村が行う浄化槽災害復旧事業とする。

(7) 浄化槽設置事業の対象となる経費

浄化槽設置事業の対象となる経費は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（市町村が管理するものに限る。）の設置に直接必要な次の範囲とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。）

ウ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする））に係るアの工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。）

エ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。ただし、共同浄化槽の設置を行う場合にはこの限りでない。）

オ 単独処理浄化槽から浄化槽への転換により使用を廃止する単独処理浄化槽について洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用するために必要な工事費

カ 共同浄化槽に接続するための流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう）の整備に必要な工事費（共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を上限とする。）

(8) 浄化槽改築事業の対象となる経費

浄化槽改築事業の対象となる経費は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（市町村が管理するものに限る。）の関係設備の改築に直接必要な工事費とする。

(9) 浄化槽更新事業の対象となる経費

浄化槽更新事業の対象となる経費は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（市町村が管理するものに限る。）の更新に直接必要な次の範囲とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。）

ウ 浄化槽更新事業に伴う合併処理浄化槽の撤去に必要な工事費

(10) 浄化槽災害復旧事業の対象となる経費

浄化槽災害復旧事業の対象となる経費は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（市町村が管理するものに限る。）の災害復旧事業に直接必要な工事費とする。

(11) 事業の要件

ア 事業共通の要件

市町村は、本事業による助成を受ける者から次に掲げる書類を提出させることにより、浄化槽法第 10 条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査の実施を確認すること。

（ア）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）

（イ）浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し

また、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽については、やむを得ない場合を除き設置完了後 1 年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。

あわせて、市町村は、浄化槽又は変則浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）」の 2 に定めるただし書きに基づき、市町村は、浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないことを浄化槽を設置する者に対して十分に理解させること。

市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握し、事業を実施すること。

イ 各事業の助成要件

① 高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成事業

ア 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（2）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の設置を行う者に対し助成を行う事業にあっては、（1）に該当する地域のうち、窒素又は磷対策を特に実施する必要がある地域であって、次のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

（ア）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

（イ）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」（平成 5 年環境庁告示第 67 号）により指定された海域に生活排水が排出される地域

（ウ）上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

イ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（2）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の設置を行う者に対し助成を行う事業にあっては、（1）に該当する地域のうち、窒素対策を特に実施

する必要がある地域であって、次のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

(ア)「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和 60 年環境庁告示第 27 号)により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

(イ)「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」(平成 5 年環境庁告示第 67 号)により指定された海域に生活排水が排出される地域

(ウ)上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

ウ 窒素及び磷除去型能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽((2)に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。)の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては、(1)に該当する地域のうち、窒素又は磷対策を特に実施する必要がある地域であつて、次のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

(ア)「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和 60 年環境庁告示第 27 号)により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

(イ)「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」(平成 5 年環境庁告示第 67 号)により指定された海域に生活排水が排出される地域

(ウ)上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

エ BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽((2)に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。)の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては、(1)に該当する地域のうち、生活環境の保全や公共水域の水質保全のため水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の排水基準にかえて BOD、COD について、同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準が定められている地域において行われるものであること。

② 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

市町村が、環境配慮型浄化槽(別に定める要件に該当するもの)の設置を行う者に対し助成を行うものであり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

(ア)浄化槽処理促進区域に指定された区域内での設置及び浄化槽処理促進区域以外での単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換にかかる設置(浄化槽処理促進区域を指定している場合に限る。)であり、かつ、地域計画の(年度毎)事業計画額のうち 6 割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であること(なお、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条に定める過疎地域における集落再構築に必要な集合住宅の浄化槽を整備する場合は、単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換とみなして取り扱う。))。

(イ)浄化槽法附則第 11 条第 1 項に基づく特定既存単独処理浄化槽からの転換にかかる設置であり、次の 1) 及び 2) の要件を満たすものであること。

1) 特定既存単独処理浄化槽が設置されている世帯が 65 歳以上の 2 名以下の世帯であり、当該特定既存単独処理浄化槽の使用者の所得が 1 名当たり月収 15 万 8 千円以下であること。

2) 当該特定既存単独処理浄化槽の使用者が浄化槽法第 10 条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第 11 条に基づく法定検査を前年度より実施しており、かつ、同法に基づく都道府県等からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守していること。

(ウ) 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画であること。

(エ) 東日本大震災からの復興に資する計画であること。

(オ) 令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興に資する計画であること。

なお、実績報告において上記に定められた条件を満たすことが出来なかった市町村については、やむを得ない場合を除いて、本事業を実施したとは認めないものとする。その際、上記(3)及び(7)の規定に合致する場合には、その内容に基づく事業を実施したものとして取り扱うものとする。

③ 防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

全国の市町村の防災計画に定める防災拠点施設に設置された単独処理浄化槽（くみ取り槽含む）については、地域計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定め実施する事業であること。

④ 浄化槽改築事業

(4) 浄化槽改築事業においては、次のア及びイの要件を満たすものであること。

ア 改築事業の対象となる浄化槽について、市町村や法定協議会等の適切な関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じた設置・維持管理情報の把握及び当該情報に基づく指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理が図られるものであること。

イ 改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを同法第 11 条に基づく法定検査の結果等により確認していること。

⑤ 浄化槽更新事業

(5) の浄化槽更新事業においては、次のア～ウの要件を満たすものであること。

ア 浄化槽の長寿命化計画等（維持管理要領書等を含む）に基づき、浄化槽の長寿命化のための措置が適切に行われているものであること。

イ 浄化槽法に定められた維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を過去 3 年以上継続実施しており、かつ、浄化槽法に基づく都道府県等からの指導等を遵守していること。

ウ 老朽化に伴う劣化や破損が認められ、技術的・経済的な要因から補修等を行うより更新を行うことが合理的であること。

⑥ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく事業

(1) ウの地域において実施される事業の場合にあっては、次のア及びイの要件を満たすものであること。

ア 原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に浄化槽又は変則浄化槽の整備が図られるものであること。

イ 地域の住民等による組織的な維持管理体制が整っていること。

⑦ 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業

本事業は、市町村が、環境配慮型浄化槽（別に定める要件に該当するもの）の設置を行う者に対し助成を行うものであって、汚水処理施設の整備に関する都道府県構想を踏まえて作成した汚水処理施設を概成するための整備内容等に係る計画（アクション

ンプラン)の点検及び必要な見直し等を行い、汚水処理施設の概成に向けて、浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口普及率の増加ポイント(本事業の事業計画期間内の年平均増加ポイント)を現地域計画における浄化槽処理人口普及率の増加ポイント(現地域計画期間内の直近年度までの年平均増加ポイント)の1.5倍以上とする事業計画に基づき浄化槽整備の加速化を行うことによって、アクションプランで定めた目標を達成するものであること。

なお、本事業の実施後、上記のアクションプランで定めた目標を達成することが出来なかった市町村については、やむを得ない場合を除いて、本事業を実施したとは認めないものとする。その際、本事業以外の事業の要件を満たす場合には、その要件に基づく事業を実施したものとして取り扱うものとする。

⑧ 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業

本事業は、浄化槽の維持管理向上及び少人数高齢世帯の維持管理負担軽減のため、市町村が、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第11条に基づく法定検査の費用の一部の助成を行うものであり、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 浄化槽が設置されている世帯が65歳以上の2名以下の世帯であり、当該浄化槽の使用者の所得が1名当たり月収15万8千円以下であること。

イ 市町村への交付期間は3年以内とすること。

ウ 当該浄化槽の使用者が浄化槽法に基づく浄化槽の維持管理を継続的に実施するために必要な契約等を行うこと。

エ 当該市町村において、継続的な浄化槽の維持管理の実施が確保されるよう、上記の交付期間内に次の(ア)及び(イ)を行うものであること。

(ア) 対象となる浄化槽について、浄化槽台帳システム等の整備・活用による設置・維持管理情報の把握及び当該情報に基づく指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理が図られるものであること。

(イ) 浄化槽法第54条に規定する法定協議会等を通じて関係機関・事業者等と連携した上で、市町村が関与した浄化槽の維持管理の継続的な実施を担保するための措置(維持管理一括契約等)を導入すること。

(12) 工事施工監督

浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令を遵守し、適切な監督の下で行うものとする

第4 経費の負担

市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、次のものとする。

(1) 環境事務次官が別に定める「循環型社会形成推進交付金交付要綱」第5及び第6に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。

(2) その他、環境事務次官が必要に応じて別に定める交付金交付要綱に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。

第5 その他

- (1) 特別な事情により第1から第4までに定めるところによることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。